

資料 1 - 1

南河内地域水防災連絡協議会 規約改正（案）

新旧対照表

現行	改正案	改正理由
<p>(協議会)</p> <p>第 7 条 協議会は、別表 1 に掲げる者をもつて構成する。 (第2項～第6項まで略)</p> <p>(附 則)</p> <p>この規約は、平成 3 年 5 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 13 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 13 年 6 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 16 年 6 月 11 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;"><u>附 則</u> この規約は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。</p>	<p>(協議会)</p> <p>第 7 条 協議会は、別表 1 に掲げる者をもつて構成する。 (第2項～第6項まで略)</p> <p>(付 則)</p> <p>この規約は、平成 3 年 5 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 13 年 6 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;"><u>附 則</u> この規約は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。</p>	

現行	改正案	改正理由
<p>別表1 (第7条関係)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 富田林市長 河内長野市長 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河南町長 千早赤阪村長 岸市長 大阪市長</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府富田林市木事務所長 大阪府南河内地域防災課 大阪府南部治下水道事務所長 大阪府南河内體と緑の総合事務所長 大阪府富田林保健所長</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大阪川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長 大阪府警虫野警察署長 大阪府警守口警察署長 大阪府警鶴見警察署長 大阪府警河内長野警察署長 堺市消防局消防長 富田林市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 松原市消防本部消防長 大阪狭山市消防本部消防長 柏原羽曳野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長 堺市消防局消防長 富田林市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 松原市消防本部消防長 大阪狭山市消防本部消防長 柏原羽曳野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長 西日本電線電柱株式会社大阪支店 (連絡事業者)</p> <p>(公用事業者)</p> <p>大阪広域水道企業団南部水道事業所長 関西電力株式会社 大阪支社 地域統括(大阪東部) 大阪電力株式会社 沼津管会社 南部管会社 河内長野电力株式会社 沼津管会社 西日本電線電柱株式会社大阪支店 設備部災害対策室担当課長</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南近畿電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 所長 南近畿バス株式会社 松原営業所 所長 金剛自動車株式会社 運輸部 次長</p>	<p>別表1 (第7条関係)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 富田林市長 河内長野市長 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河南町長 千早赤阪村長 岸市長 大阪市長</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府富田林市木事務所長 大阪府南河内地域防災課 大阪府南部治下水道事務所長 大阪府南河内體と緑の総合事務所長 大阪府富田林保健所長</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大阪川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長 大阪府警虫野警察署長 大阪府警守口警察署長 大阪府警鶴見警察署長 大阪府警河内長野警察署長 堺市消防局消防長 富田林市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 松原市消防本部消防長 大阪狭山市消防本部消防長 柏原羽曳野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長 堺市消防局消防長 富田林市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 松原市消防本部消防長 大阪狭山市消防本部消防長 柏原羽曳野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長 西日本電線電柱株式会社大阪支店 設備部災害対策室担当課長</p> <p>(連絡事業者)</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南近畿電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 所長 南近畿バス株式会社 松原営業所 所長 金剛自動車株式会社 運輸部 次長</p>	<p>・南河内地域の危機管理に 関する事務を所掌(追加)</p>

南河内地域水防災連絡協議会規約改正の概要

資料1-2

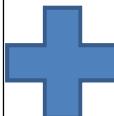
前回の規約改正の概要・変更点

これまでの目的

- 洪水に関する水防災の取組み

これまでの取り組み

- 水防計画等の市等関係機関への周知
- 雨量・水位等の情報伝達
- 情報連絡系統の整備
- 水防体制、備蓄器材に関する情報交換
- 水防災に係る危機管理に関する情報交換



追加する目的

- ◆土砂災害
- ◆水防法第十五条の十に準じる協議会位置付け

追加する取り組み

- ◆防災、減災対策の取組方針を定めるための協議・検討・共有（5年間で達成目標の検討・共有）
- ◆防災、減災対策の取組方針等を検討する行政WGを組織する。

【協議会構成員について】

<国管理河川>

大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣

当該河川の存する都道府県知事

当該河川の存する市町村長

当該河川の存する区域をその区域内に含む水防管理団体の水防管理者

当該河川の河川管理者

当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該河川の存する市町村に隣接する

市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者

<都道府県管理河川>

都道府県大規模氾濫減災協議会

「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。

- ・浸水が想定される近隣の市町村
- ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
- ・警察、消防、自衛隊
- ・地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

今回の規約改正の概要・変更点

協議会の構成員を追加

南河内地域の危機管理に関する事務を所掌する**南河内地域防災監**を本協議会の構成員に追加する。